平成２２年（フ）第８７７号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川３丁目15番５－２号
債務者　花田　和典
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１１号
北九州市若松区二島４丁目３番15号
債務者　瀬戸　　明
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１２号
北九州市若松区二島４丁目３番15号
債務者　瀬戸由香利
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５号
佐賀県唐津市肥前町切木乙443番地７
債務者　柴田　　幸
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４１２号
大分県別府市上野口町５番Ｃ棟503号室
債務者　松野　幸子（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３３号
大分市中島西３丁目７番９号　ナイスモア中島301
債務者　大谷　広美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４５９号
大分市大在中央２丁目６番21号　リバーサイドパレス政所203
債務者　村井　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６３号
大分県別府市上人本町９番９号　山本アパート
債務者　阿部　知美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５８号
大分県中津市三光土田13番地１
債務者　衛藤　和博
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６２号
大分県宇佐市大字末964番地
債務者　衛藤　和弘
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
大分県宇佐市大字閤294番地の６
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
大分県中津市大字高瀬311番地１　貝尻住宅２棟８号
債務者　三ツ廣フサ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２００号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8768番地１
債務者　白木　富美（旧姓水永・村田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２０５号
宮崎県東臼杵郡門川町上町５丁目17番地
債務者　松川　光行
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２２号
沖縄県石垣市字登野城810番地の５
債務者　渡久山順子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１４５号
福島県郡山市富久山町久保田字大原75番地の24
債務者　宗方　一夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
福島県田村郡小野町大字浮金字須和間211番地
債務者　吉田　孝子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
福島県郡山市富久山町久保田字愛宕59番地の２
債務者　戸叶喜和子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係